

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
防火帯草刈役務	補給－8		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 5年 9月 22日	
	変更	年 月 日	
	作成部隊等名	北海道補給処日高弾薬支処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処日高弾薬支処の防火帯草刈役務について必要な事項について規定する。

2 実施場所

北海道沙流郡日高町字千栄75 北海道補給処日高弾薬支処防火帯

3 役務概要

- a) 防火帯に植生している笹及び雑草の草刈（1回、根際刈）
- b) 防火帯全体図（別紙第1）
- c) 草刈面積 45401.0㎡
- d) 面積表（別紙第2）

4 細部実施要領

- a) 本役務に必要な書類手続きは、監督官の指示に基づき遅滞なく実施すること。
- b) 作業手順は、別紙及び監督官が示す現場表示を確認のうえ着手すること。
- c) 特に作業期間中は、部隊側で指定する場所以外での喫煙は厳禁とする。
- d) 本作業に使用する器材及び資材などは、役務請負側で準備するものとする。
- e) 刈り取った笹及び雑草等は集積しないものとする。
- f) 本作業の開始及び終了時には、必ず監督官に申し出ること。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表による。

表－提出書類

名称	提出時期	数量	提出先	注記
役務開始届	契約後速やかに	1	分任契約担当官等	社内様式による。
役務工程表		1	監督官	
作業員名簿		1	監督官	
役務完了届	役務完了後速やかに	1	分任契約担当官等	5.2による。
施行写真		1	監督官	

5.2 施行写真

施工写真は、施工前、施工中及び施工後に見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し、工事アルバム（カラーキャビネ版4面）に整理されたものを提出する。

5.3 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 分屯地への立入りに際しては、分屯地所定の立入手続を行う。
- c) 分屯地の中で作業を行う場合、分屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

5.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

5.5 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分する。
- b) この据付けに際し、分屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び分屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この据付け終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了する。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、分屯地管理者との調整によって所要の手続をとる。
- e) 役務履行に必要な電気及び水の使用は、分任契約担当官等と調整する。

5.6 仕様書に関する疑義

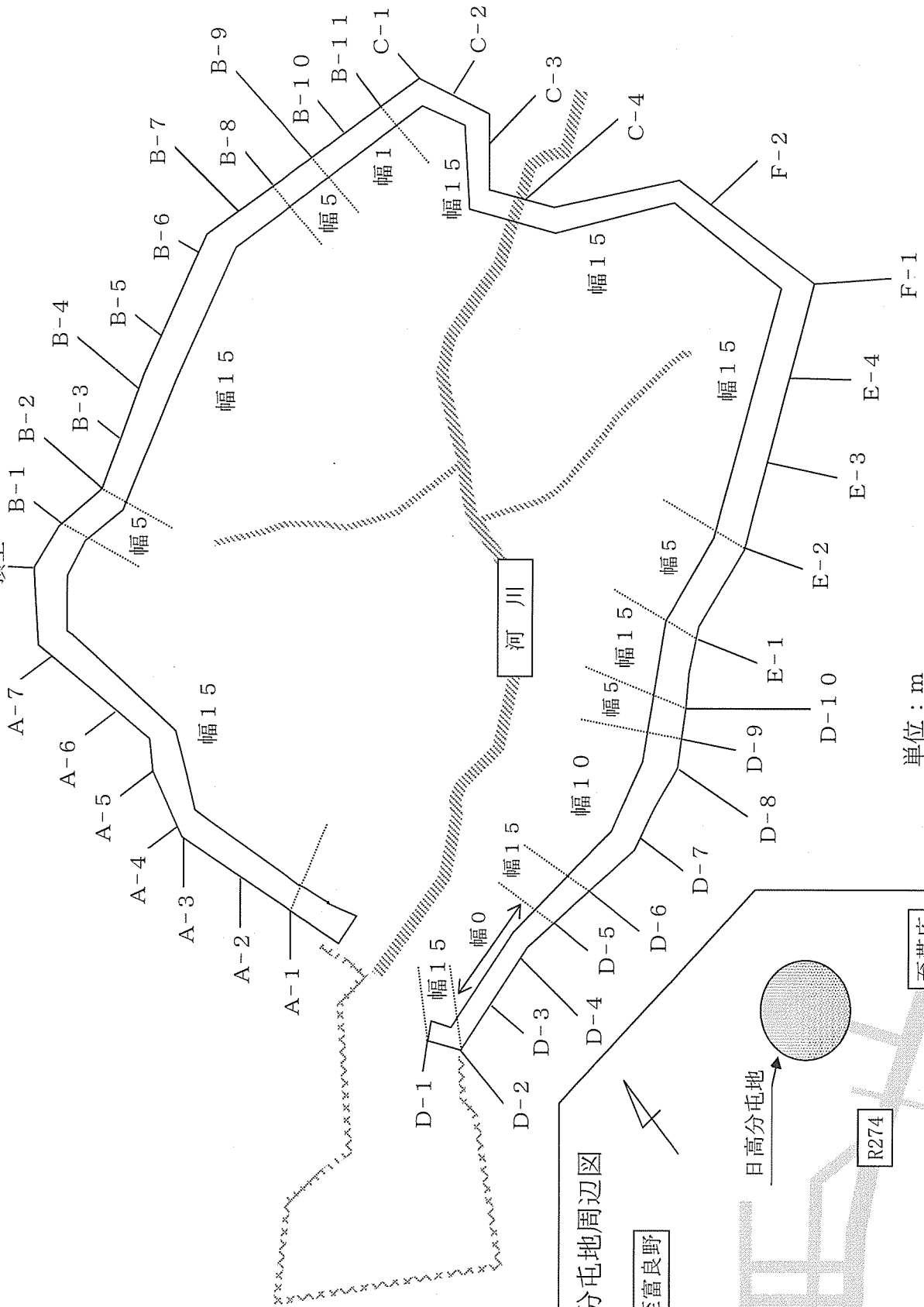
この仕様書に疑義がある場合は、分任契約担当官等に連絡し、その指示をうけるものとする。

6 役務完了

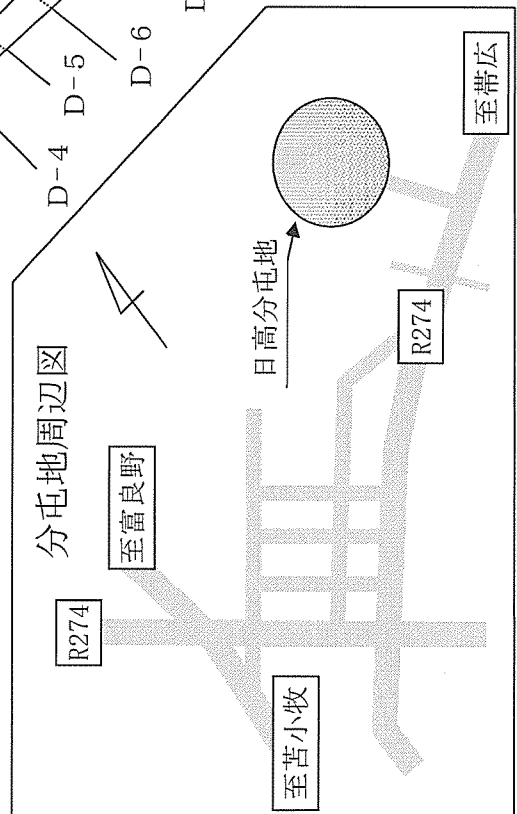
検査官の合格をもって完了とする。

防火帯全体図

頂上



単位：m



面 積 表

番号	区 間 標 識	標 識 間 距離(m)	幅(m)	平均斜度 (度)	面積 (m ²)
1	A-1 ~ A-2	100.0	15.0	30	1,500.0
2	A-2 ~ A-3	106.0	15.0	30	1,590.0
3	A-3 ~ A-4	14.0	15.0	30	210.0
4	A-4 ~ A-5	100.0	15.0		1,500.0
5	A-5 ~ A-6	100.0	15.0	35	1,500.0
6	A-6 ~ A-7	104.0	15.0		1,560.0
7	A-7 ~ A-8	122.0	15.0	35	1,830.0
8	A-8 ~ B-1	100.0	15.0		1,500.0
9	B-1 ~ B-2	88.0	5.0	33	440.0
10	B-2 ~ B-3	100.0	15.0		1,500.0
11	B-3 ~ B-4	74.0	15.0	19	1,110.0
12	B-4 ~ B-5	108.0	15.0		1,620.0
13	B-5 ~ B-6	100.0	15.0	17	1,500.0
14	B-6 ~ B-7	94.0	15.0		1,410.0
15	B-7 ~ B-8	60.0	15.0	16	900.0
16	B-8 ~ B-9	18.0	5.0		90.0
17	B-9 ~ B-10	64.0	1.0	16	64.0
18	B-10 ~ B-11	86.0	1.0		86.0
19	B-11 ~ C-1	100.0	15.0	16	1,500.0
20	C-1 ~ C-2	100.0	15.0	16	1,500.0
21	C-2 ~ C-3	100.0	15.0	16	1,500.0
22	C-3 ~ C-4	38.0	15.0	16	570.0
23	D-1 ~ D-2	15.4	15.0		231.0
24	D-2 ~ D-3	49.0	0.0	30	0.0
25	D-3 ~ D-4	90.0	0.0	30	0.0
26	D-4 ~ D-5	63.0	0.0	30	0.0
27	D-5 ~ D-6	104.0	15.0	30	1,560.0
28	D-6 ~ D-7	100.0	10.0	35	1,000.0
29	D-7 ~ D-8	98.0	10.0	35	980.0
30	D-8 ~ D-9	78.0	10.0	35	780.0
31	D-9 ~ D-10	32.0	5.0	35	160.0
32	D-10 ~ E-1	146.0	15.0	35	2,190.0
33	E-1 ~ E-2	106.0	5.0	35	530.0
34	E-2 ~ E-3	100.0	15.0	35	1,500.0
35	E-3 ~ E-4	104.0	15.0	35	1,560.0
36	E-4 ~ F-1	120.0	15.0	35	1,800.0
37	F-1 ~ F-2	122.0	15.0	33	1,830.0
38	F-2 ~ C-4	420.0	15.0	33	6,300.0
合 計					45,401.0